

お詫び

初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般訴訟で問題とされておりますとおり、私どもは、運営する司法書士講座におけるテキスト「大原司法書士科 民法テキストⅠ」及び「大原司法書士科 民法テキストⅡ」を制作するにあたり、故我妻榮先生、故有泉亨先生、及び川井健先生らの共同著作物である「民法1 総則・物権法」（発行：株式会社勁草書房）を無断で利用し、改変を行い、かつ、著作者らの氏名を表示しておりませんでした。

このような行為は、故我妻榮先生及び故有泉亨先生が存しておられたならば、お二人の先生方の著作者人格権を侵害する行為であって人格的利益の保護に違反する行為であり、また、川井健先生の著作者人格権を侵害する行為であります。

かかる私どもの行為により、故我妻榮先生のご遺族である我妻堯様に対し、大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深謝申し上げます。

本件を契機に、テキスト制作の管理体制を厳格化し、組織内の引き締めを行い、今後二度とこのような事を起こさぬよう努めております。

このたびは、多大なご迷惑とご不快の念をお掛けしてしまいましたことを幾重にもお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

平成22年6月15日

我妻 堯 様

東京都千代田区西神田1丁目2番10号

学校法人大原学園 理事長

安部辰志



東京都千代田区西神田1丁目2番15号

大原出版株式会社 代表取締役

青木靖明



お詫び

初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般訴訟で問題とされておりますとおり、私どもは、運営する司法書士講座におけるテキスト「大原司法書士科 民法テキストⅠ」及び「大原司法書士科 民法テキストⅡ」を制作するにあたり、故我妻榮先生、故有泉亨先生、及び川井健先生らの共同著作物である「民法1 総則・物権法」（発行：株式会社勁草書房）を無断で利用し、改変を行い、かつ、著作者らの氏名を表示しておりませんでした。

このような行為は、故我妻榮先生及び故有泉亨先生が存しておられたならば、お二人の先生方の著作者人格権を侵害する行為であって人格的利益の保護に違反する行為であり、また、川井健先生の著作者人格権を侵害する行為であります。

かかる私どもの行為により、故有泉亨先生のご遺族である有泉孝様に対し、大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深謝申し上げます。

本件を契機に、テキスト制作の管理体制を厳格化し、組織内の引き締めを行い、今後二度とこのような事を起こさぬよう努めております。


このたびは、多大なご迷惑とご不快の念をお掛けしてしまいましたことを幾重にもお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

平成22年6月15日

有 泉 孝 様

東京都千代田区西神田1丁目2番10号

学校法人大原学園 理事長

安部辰志 

東京都千代田区西神田1丁目2番15号

大原出版株式会社 代表取締役

青木靖明 

お詫び

初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般訴訟で問題とされておりますとおり、私どもは、運営する司法書士講座におけるテキスト「大原司法書士科 民法テキストⅠ」及び「大原司法書士科 民法テキストⅡ」を制作するにあたり、故我妻榮先生、故有泉亨先生、及び川井健先生らの共同著作物である「民法1 総則・物権法」(発行:株式会社勁草書房)を無断で利用し、改変を行い、かつ、著者らの氏名を表示しておりませんでした。

このような行為は、故我妻榮先生及び故有泉亨先生が存しておられたならば、お二人の先生方の著作者人格権を侵害する行為であって人格的利益の保護に違反する行為であり、また、川井健先生の著作者人格権を侵害する行為であります。

かかる私どもの行為により、川井健先生に対し、大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深謝申し上げます。

本件を契機に、テキスト制作の管理体制を厳格化し、組織内の引き締めを行い、今後二度とこのような事を起こさぬよう努めております。

このたびは、多大なご迷惑とご不快の念をお掛けしてしまいましたことを幾重にもお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

平成22年6月15日

川 井 健 先生

東京都千代田区西神田1丁目2番10号

学校法人大原学園 理事長

安部辰光



東京都千代田区西神田1丁目2番15号

大原出版株式会社 代表取締役

青木靖明

